

平成20年5月22日
厚生労働省

「年金記録問題をはじめとする社会保険庁に係る諸問題について」
(第22回会議提出「資料1」)に関する指摘事項について

- 標記提出資料(以下「提出資料」という。)に関する委員からのご指摘事項についての事実関係や認識は、以下のとおり。
- 職員団体によるいわゆる「天下り反対運動」については、『自治労国費評議会十年史』(別添1)の記述にも見られるとおり、そのような事実は存在し、かつそのような事実が存在することについて、厚生省においても承知していたが、こうした事実に対し、厚生省が直接に、何らかの指導などを行ったという事実は確認できない。
- また、オンライン反対闘争に対して解決を図るために、厚生省として具体的な対応を行ってきたか否か、という点についても、同様である。
- オンライン化した当時のNTTデータと社会保険庁とのやりとりについて、その事実関係については年金記録問題検証委員会において別添2のとおり指摘されている。
- 当時の事実関係を記した資料が確認できないため断定はできないが、当時の厚生省は、オンライン化の手順について報告を受けるべき立場になく、したがって、この事実関係も認識せず、厚生省として具体的な指示は行っていなかったものと考えている。
- 以上のような事実関係については、「社会保険庁は厚生労働省の外局として設置され、厚生労働大臣は社会保険庁長官の人事権を持ち、社会保険庁長官は社会保険庁の事務を統括し、職員の服務について、これを統督することとさ

れており、職員の人事権も有することとされている」という社会保険庁と厚生労働省との関係を前提として、社会保険庁の組織、業務の問題については基本的に社会保険庁に委ねてきたものと考えられる。

○ しかしながら、社会保険庁は厚生労働省の一部であり、厚生労働大臣は社会保険庁を含め分担管理する関係にあること、また、制度と運営は一体であることにかんがみれば、「提出資料」においても記載したとおり、結果として見れば、厚生省の関与は不十分であったと言わざるを得ない、と認識している。

- ・「個人ごとの年金記録の正確な管理が年金制度の運用にとって極めて重要あることからすれば、厚生省として、こうした問題についての対応は不十分だったと言わざるを得ない」（提出資料4頁）
- ・「社会保険庁は、独立性をもった外局として発足したものの、今から見れば、組織の在り方や業務体制の検討が不十分だったと言わざるを得ない。また、本省との連携体制の面でも、結果として不十分な状態をもたらすことになったと考えられる」（同5頁）
- ・「こうした点（＝職員団体の活動）に対する問題意識を、社会保険庁の幹部が的確に持ち、厚生省の幹部がそれを共有していたのか、また、厚生省も含め、こうした問題意識からする業務改革の推進の必要性をどこまで強く意識していたのか。結果を見れば、職員団体の姿勢を容認し、その活動を恒常化させてしまっており、その対応は不十分なものであった」（同6頁）
- ・「（政策立案と実施の連携について）省全体として一体的に取り組むという体制が十分にとれていなかったのが実態であった」（同7頁）

○ なお、これらの点については、年金記録問題検証委員会においても「厚生労働本省は、（中略）年金記録の管理業務を含む社会保険庁の業務・運営の全般にわたって管理監督する立場から、社会保険庁の本来の機能が十分に発揮されているかという視点を持って、必要な注意や関心を払い、積極的に関与していくべきであった」とご指摘いただいていることを、重く受け止める必要があると考えている。

○ これらご指摘の点を含め、これまでの諸問題に学び、今後は、政策立案部門と業務実施部門の十分な連携を確保し、「提出資料」に記した「今後の取組の基本的考え方」に則した取組を進め、国民に信頼される新しい体制の構築に努めてまいりたい。

委員から言及のあった資料の関係部分

※出典 自治労国費評議会十年史（303頁～304頁）

具体的な行動として保険庁長官、総務課長、地方課長、天下り課長あて抗議の打電を行ない、又、国年課長、両補佐に対して連日交渉を行ない組合の意見を保険庁に伝えるよう強く申し入れました。天下り国年課長は十月六日初登庁の予定であり社保評は県職労本部、県庁支部、青年部などと共闘し強力な着任拒否のたたかいを展開することになりました。当日は県庁一階の県民室に全員が集合し決起集会を開き経過報告に続いて地連国費評議長より連帯と激励のあいさつを受けました。当日は県議会開催中であり住民に対する配慮から五階エレベーター前でピケットを張ることにしました。天下り課長がエレベーターから降りてくると一斉に「天下り人事反対」「天下り課長はかえれ」とシュプレヒコールが浴びせられヤジと怒号に包まれました。天下り課長は「厚生大臣の命によって赴任しました」と高圧的な態度で通路を開けると言わんばかりであり、一同はさらに怒りをつのらせその発言と態度に対し謝罪を強くせまりました。その結果謝罪し交渉の申し入れをしてきたため着任の交渉に応じることになりました。

交渉の場となった部長室は七〇名の熱気が溢れ、最初に高圧的な態度に対する謝罪文を要求しその場で執筆朗読させました。そして直ちに基本姿勢を正すべく交渉に移り「業務の機械化反対」など七項目にわたって追求し、最後に異存のないことを確認し、県職労書記長立会のもとに確認書に署名させ交渉を終了しました。

※出典 自治労国費評議会十年史（319頁）

保険庁は、一九七三年（昭和四十八年）十月一日付で国民年金課長の天下り人事を内示してきました。組合は反対闘争をとりくむことにし、直ちに抗議電報、対県交渉、ステッカー、腕章、ワッペン闘争を展開しました。

しかし、発令は強行され、着任拒否闘争をどうとりくむかで一つの問題が出てきました。それは、新任課長の宮崎入りが空路で十月七日の日曜日であるということでした。「着任拒否をする以上は宮崎の土を一步でも踏ませてはいけない」「組合と話しがつかまでは事務引継ぎはしないとやっているが、日曜日にやられることもある」「関係機関に先にあいさつまわりされては問題だ」等の激論の末、空港でカウンターパンチをあびせることになりました。当日は社保の動員の他に、県職労執行部や活動家などで、かなりの組合員が空港に集結しました。飛行機が到着するまでの間、決起集会で氣勢をあげ、飛行機着陸の放送があるや、送迎デッキに数本の赤旗を立て、「〇〇帰れ！」の垂れ幕を下げ、シュプレヒコールを繰り返しました。タラップから降りてきた本人は、垂れ幕とシュプレヒコールに度肝をぬかれた様子でした。待合室での団交もかなり激しいものがありました。たたかいはその後、着任交渉へと移って行きましたが、組合は、天下り反対闘争は着任時の行動だけでは駄目で、毎日がたたかいであることを総括し、以後、毎月一日を天下り反対デーとして、全職場でワッペン、ステッカー闘争を続けました。

※出典 自治労国費評議会十年史（281頁）

一九八〇年（昭和五十五年）社会党の提出した大平内閣不信任案が可決されたことにより、六月二十二日衆・参同時選挙となりました。組織内候補の一区田口一男は、厳しい情勢にあり全分会は、必勝を期し全員一行動をスローガンに選挙戦に突入、四日市分会は、一人四行動を行なう等、県職労組織内で中心的な役割をはたし、自治労推薦候補全員当選を勝ち取りました。

（下線は、今回の資料の作成に当たり、厚生労働省が便宜付した。）

年金記録問題検証委員会報告書抜粋

(オンライン化切替時における不備データの存在に関し言及されている部分)

(エ) オンライン化切替時における不備データの存在

オンラインシステムの開発事業者である株式会社NTTデータは、「社会保険庁の依頼によりオンラインシステムへの切替時（昭和59年2月）に、社会保険庁がオンライン化以前から磁気テープで保管・管理していた被保険者の記録（移行元データ）を磁気ディスクに移行するに当たって、移行元データの記録内容の事前調査を実施した。」としている。

また、株式会社NTTデータは、「事前調査の結果、氏名、生年月日等に不備のある記録（不備データ）が存在していることが判明し、社会保険庁へその扱いについて指示を仰いだが、不備データは、オンライン化移行後に社会保険庁側で補正を行っていくとのことから、不備データを含めてそのまま移行した。」

また、不備データの一部には、不備内容に応じてデータベース上に符号（不備記録のフラグ）が設定されているが、この不備記録のフラグについては、株式会社NTTデータが、オンライン化切替時に設定したものとオンライン化以前から管理されている移行元データの内容をそのまま設定したものがあ

る。」としている（資料5-22参照）。株式会社NTTデータより説明のあった図表5-8のような不備データについて、「氏名」データについては、実際に符号が設定されていることは社会保険庁の資料（データ項目一覧表、機器操作マニュアル）から確認できている。

しかし、当時の社会保険庁と株式会社NTTデータとの間で交わされた不備データの調査依頼、調査結果、取扱方針及び不備記録のフラグ仕様等の記録や資料は、社会保険庁にも株式会社NTTデータにも保存されておらず、このような調査の実態やその時点の不備データの内容・件数も不明である。

オンライン化という記録管理方式の大きな転換期において、名寄せ処理等に支障をきたす不備データの特

定、訂正・補正のための重要な記録、資料が社会保険庁において保存・引き継がれていないことは、被保険者や年金受給者の記録を長期にわたって正確に管理するという認識が不十分であり、社会保険庁はシステムの発注者、運用管理者として問題である。

また、このような不備データの調査結果等については、株式会社NTTデータにおいても保存されていないが、不備データに関する記録、資料は、その後の基礎年金番号導入後の名寄せのシステム設計上にも影響がある重要なものであり、これら記録、資料を保存していないのは、システムの専門家として、社会保険オンラインシステムの開発及びその後の運用を受注した事業者として問題があったと言わざるを得ない。

(下線は、今回の資料の作成に当たり、厚生労働省が便宜付した。)